

公益社団法人宮城県獣医師会の表彰に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第4条の規定に基づき、表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(区 分)

第2条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長がこれを表彰することができる。

- (1) 獣医学術の進歩発展に寄与した者
- (2) 獣医学術の研究発表の優秀研究者
- (3) 多年に亘り本会発展のために貢献しその業績が顕著な者
- (4) 獣医業発展に貢献し、年齢が年度末において満70歳に達した者

2 この表彰は理事会の審議を経て、総会において行う。

(補 則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。